

○旧足守藩侍屋敷遺構条例

昭和50年3月18日

市条例第19号

改正 昭和57年3月27日市条例第41号

平成20年12月25日市条例第128号

平成26年3月25日市条例第96号

平成31年3月19日市条例第88号

(趣旨)

第1条 この条例は、旧足守藩侍屋敷遺構の保存と活用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 岡山市北区足守752番地に旧足守藩侍屋敷遺構を設置する。

(使用の許可)

第3条 旧足守藩侍屋敷遺構の部屋を使用する者は、岡山市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 委員会は、前項の許可について、保存管理上必要な条件を付することができる。

(使用及び入場の制限)

第4条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用及び入場を許可しない。

(1) 公の秩序、善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) その他委員会が不適當と認めるとき。

(使用許可の取消)

第5条 委員会は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は退去させることができる。

(1) 使用許可条件に違反したとき。

(2) 第8条に定める禁止行為を行つたとき。

(使用料)

第6条 旧足守藩侍屋敷遺構の使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料は、前納するものとする。

3 市長が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

4 入場料は無料とする。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が不可抗力により使用できなかつたとき。

(2) 委員会の都合により使用の許可を取り消したとき。

(3) その他委員会において、相当の理由があると認めたとき。

(行為の禁止)

第8条 旧足守藩侍屋敷遺構において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 発火性又は引火性等の危険物を持ち込むこと。

(2) 指定場所以外で喫煙、たき火等の火気を取り扱うこと。

(3) 落書き等により汚損、き損等すること。

(4) 許可なく広告若しくはこれに類するはり紙等をし、又は配布すること。

(5) その他委員会が不適當と認めること。

(原状回復)

第9条 使用者又は入場者は、設備その他の使用を終つたとき、又は使用及び入場の許可を取り消されたときは、管理人の指示にしたがい、設備その他を原状に復さなければならない。

2 使用者又は入場者は、設備その他をき損し、又は滅失したときは、不可抗力による場合を除くほか、委員会の指示にしたがつて、これを原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者及び入場者が、施設、設備等をき損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会においてやむを得ないと認めるときは、賠償額を減免することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年市条例第41号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成20年市条例第128号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第11条を削り、第12条を第11条とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年市条例第96号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年市条例第88号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表

旧足守藩侍屋敷遺構使用料

使用区分 部屋数	1回につき
1	940円
2	1,250円
3	1,570円
4以上	1,880円